

政党法案のスキーム（試案）

〔政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律及び政党助成法の一部を改正する法律案〕

第1 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正

1 題名

法律の題名を「政党法」に改めること。

2 目的

法律の目的に、政党の組織及び運営の透明性を確保するため、政党に関する情報を国民に明らかにすること及びこれにより政党の政治活動の公明と公正の確保を図ることを加えること。

3 政党の定義

政党の定義は、現行法第3条のままとする。

※ 現行法の「政党」は、政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとされている。

- 一 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの
- 二 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの

また、政治資金規正法第3条第1項の「政治団体」は、次に掲げる団体をいう。

- 一 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 二 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

※ 公職選挙法の候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等

の定義については、改正を行わないこととする。

4 綱領等、党則等その他の基本的な事項に関する情報を記載した書類の備置き及び閲覧等

- (1) 政党は、次に掲げる書類を作成しなければならないものとする。① 綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書（以下「綱領等」という。）② 党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書（以下「党則等」という。）③ 代表者、幹事長、幹事その他の当該政党の役員の氏名、住所、生年月日及び選任年月日を記載した名簿④ 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日を記載した名簿⑤ 当該政党が候補者届出政党として候補者を届け出る場合、衆議院名簿届出政党等として衆議院名簿を届け出る場合又は参議院名簿届出政党等として参議院名簿を届け出る場合において、候補者となるべき者の選定、衆議院名簿登載者の選定及び名簿順位の設定又は参議院名簿登載者の選定を行うこととされている機関の名称、その構成員の選出方法並びにこれらの選定及び決定の手続を記載した書類⑥ 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙又は参議院（選挙区選出）議員の選挙の候補者となろうとする者に対し、当該者が当該政党に所属する旨の証明書（公職選挙法の規定に基づき候補者となろうとする者がその旨を届け出る際に添付することとされている証明書をいう。）を発行する場合において、当該証明書の発行を受ける者の選定を行うこととされている機関の名称、その構成員の選出方法及び選定の手続を記載した書類⑦ 当該政党が候補者届出政党としてその届け出た候補者につき除名により当該政党に所属する者でなくなった旨を届け出る場合、衆議院名簿届出政党等として衆議院名簿登載者につき除名により当該政党に所属する者でなくなった旨を届け出る場合又は参議院名簿届出政党等として参議院名簿登載者につき除名により当該政党に所属する者でなくなった旨を届け出る場合において、除名されることとなる事由、除名を行うこととされている機関の名称、その構成員の選出方法及び除名の手続を記載した書類⑧ 衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙において、当該政党が候

補者届出政党若しくは衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等として国政に関する重要政策及びこれを実現するための基本的な方策等（以下「重要政策等」という。）又はこれらの要旨等を記載したパンフレット又は書籍を総務大臣に届け出る場合において、当該重要政策等を決定することとされている機関の名称、その構成員の選出方法及び決定の手續を記載した書類

- (2) 党則等には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
- ① 名称（略称を用いる場合には、名称及びその略称）
 - ② 主たる事務所の所在地
 - ③ 構成員の資格の得喪に関する事項
 - ④ 党大会その他の議決機関の議決権を有する者、権限、議決の要件、招集権者その他の議決機関に関する事項
 - ⑤ 代表権を有する者その他の執行機関の選任及び解任の手續、権限、任期その他の執行機関に関する事項
 - ⑥ 執行機関の権限に属する事務のうち次に掲げる事務その他の事務を分掌する機関を置く場合には、その機関の構成員の選任及び解任の手續、権限、任期その他の当該機関に関する事項
 - イ 政党の運営に関する事務
 - ロ 政策の調査、研究及び立案に関する事務
 - ハ 国会における会派としての活動に関する事務
 - ニ 衆議院議員選挙及び参議院議員選挙に係る選挙対策その他の選挙対策に関する事務
 - ⑦ 地方組織その他の支部を置く場合には、当該支部に関する事項
 - ⑧ 構成員として遵守すべき規律並びに除名その他の不利益処分の種類及びこれを科す事由並びにこれを決定する機関及び手續に関する事項
 - ⑨ 会計に関する事項
 - ⑩ 綱領等又は党則等の変更に関する事項
 - ⑪ 解散の事由を定めたときは、その事由
- (3) 政党は、(1)の書類をその主たる事務所に備え置き、その構成員その他の利害関係人からその閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとする。
- (4) 政党は、(1)の書類に記載された事項（住所及び生年月日を除く。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

5 法人格の取得等

法人格の取得等については、現行法の第4条のままとすること。

6 法人の設立等

- (1) 中央選挙管理会の確認を受けようとする政党は、総務省令で定めるところにより、代表権を有する者の氏名及び住所を記載した申請書並びに次に掲げる書類を中央選挙管理会に提出しなければならないものとする。こと。
 - ① 綱領等
 - ② 党則等
 - ③ 4(1)④の名簿
 - ④ 第3条第1項第2号に該当する政党として申請をするものにあつては、直近において行われた総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた通常選挙若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙の比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数を記載した書類
- (2) 政党は、(1)により確認の申請をする場合には、次に掲げる文書を添付しなければならないものとする。こと。
 - ① 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員として4(1)④の名簿に登載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び当該政党以外の政党に所属していないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書
 - ② 当該政党が4(3)により4(1)の書類を閲覧させ、かつ、4(4)により当該書類に記載された事項を公表していることを証する文書
- (3) 中央選挙管理会は、(1)による確認の申請が次に掲げる要件に該当するときは、確認をしなければならないものとする。こと。
 - ① 当該政党が第3条第1項の政党の定義に該当するものであること。
 - ② 当該申請が法令の規定に適合していること。
 - ③ 当該政党の党則等が4(2)に適合していること。
 - ④ 当該政党が4(3)により4(1)の書類を閲覧させ、かつ、4(4)により当該書類に記載された事項を公表していること。
- (4) 中央選挙管理会は、(3)の確認を拒否したときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならないものとする。こと。
- (5) 法人である政党（当該政党が第3条第1項各号〔政党の定義〕のいずれにも該当しない政治団体となった場合における当該政治団体（法人でなくなつ

たものを除く。)を含む。以下「法人である政党等」という。)は、(1)により提出した申請書又は書類に記載された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中央選挙管理会に届け出なければならないものとする。

(6) 中央選挙管理会は、(3)による確認をしたときは、遅滞なく、その旨並びに(1)により提出された申請書及び書類に記載された事項を総務大臣に通知しなければならないものとする。 (5)による変更の届出があったときも同様とする。

(7) 第7条から第8条〔設立の登記、変更の登記、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用等〕までは、現行法のままとすること。

7 党大会

(1) 党大会は、この法律に規定する事項及び党則等で定めた事項について決議をすることができるものとする。

(2) 法人である政党等の代表権を有する者は、少なくとも毎年1回、党大会を招集しなければならないものとする。

(3) 法人である政党等の構成員は、議決権を有するものとする。ただし、党則等の定めるところにより、構成員から選挙された者が議決権を有するものとするを妨げないものとする。

(4) 党大会の決議は、党則等に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数に相当する議決権を有する者が出席し、出席した者の議決権の過半数に相当する議決権を有する者の賛成をもって行うものとする。

(5) 法人である政党等は、党則等で定めるところにより、緊急の場合その他の党則等に定める場合に、党大会に代わる権限を有する議決機関を設けることができるものとする。

8 代表権を有する者

(1) 第9条から第9条の4まで〔代表権を有する者、法人である政党等の代表、代表権を有する者の代表権の制限及び利益相反行為〕は、現行法のままとすること。

(2) 代表権を有する者は、党大会において選任するものとする。ただし、党則等において、構成員による選挙を行う旨の定めのある場合には、この限りでないものとする。

9 監事

(1) 法人である政党等には、1人又は数人の監事を置かなければならないもの

とすること。

- (2) 監事は、党大会の決議によって選任するものとする。
- (3) 監事は、法人である政党等の財産の状況を監査するものとする。この場合において、総務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならないものとする。
- (4) 監事は、いつでも、会計帳簿、領収書等、残高証明等その他の書類の閲覧及び謄写をし、又は代表権を有する者に対して会計に関する報告を求めることができるものとする。
- (5) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、法人である政党等の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
- (6) 監事は、その職務を行うに際して代表権を有する者の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは党則等に違反する重大な事実があることを発見した場合にこれを党大会に報告するものとする。

10 会計監査人

- (1) 法人である政党等は、党則等の定めによって、会計監査人を置くことができるものとする。
- (2) 会計監査人は、党大会の決議によって選任するものとする。
- (3) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないものとする。
- (4) 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを法人である政党等に通知しなければならないものとする。
- (5) 次に掲げる者は、会計監査人となることができないものとする。
 - ① 公認会計士法の規定により、11(1)の書類について監査をすることができない者
 - ② 法人である政党等の代表権を有する者又は監事から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 - ③ 監査法人でその社員の半数以上が②に掲げる者であるもの
- (6) 会計監査人は、11(1)の書類を監査するものとする。この場合において、会計監査人は、総務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならないものとする。
- (7) 会計監査人は、いつでも、会計帳簿、領収書等、残高証明等その他の書類の閲覧及び謄写をし、又は代表権を有する者に対し、会計に関する報告を求

めることができるものとする。

- (8) 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、法人である政党等の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
- (9) 会計監査人は、その職務を行うに際して代表権を有する者の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは党則等に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならないものとする。
- (10) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができるものとする。
- (11) 11(1)の書類が法令又は党則等に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人は、党大会に出席して意見を述べることができるものとする。
- (12) 党大会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、党大会に出席して意見を述べなければならないものとする。

11 財務情報に関する書類の備置き及び閲覧

- (1) 法人である政党等は、12月31日現在で、その年における当該法人である政党等に係る資産及び負債の状況その他の決算に係る財務情報に関する書類を企業会計の慣行を参考として、同日の翌日から起算して原則として3月以内に作成しなければならないものとする。
- (2) (1)の書類は、総務省令で定めるところにより、監事（会計監査人を置く場合には、監事及び会計監査人）の監査を受けなければならないものとする。
- (3) (2)の監査を受けた(1)の書類は、党大会に提出され、その承認を受けなければならないものとする。
- (4) 法人である政党等は、(1)の書類をその主たる事務所に備え置き、その構成員その他の利害関係人からその閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならないものとする。
- (5) (1)の書類の作成方法その他(1)の書類に関し必要な事項は、総務省令で定めるものとする。

12 確認の取消し等

- (1) 中央選挙管理会は、この法律の施行に必要な限度において、法人である政党等に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。
- (2) 中央選挙管理会は、法人である政党等が次のいずれかに該当するときは、

当該法人である政党等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができるものとする。

① 4(3)に違反して、4(1)の書類を備え置かず、若しくは閲覧させず、又は4(4)に違反して、当該書類に記載された事項を公表していないとき。

② 11(4)に違反して、11(1)の書類を備え置かず、又は閲覧させていないとき。

(3) 中央選挙管理会は、法人である政党等が次のいずれかに該当するときは、6(3)による確認を取り消すことができるものとする。

① (2)の命令に違反したとき。

② 目的の変更その他により政治団体でなくなったとき。

③ 党則等が4(2)に適合しないものとなったとき。

(4) 中央選挙管理会は、(3)により確認を取り消したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に通知しなければならないものとする。

(5) その他確認の取消しの手続等について所要の規定を設けること。

13 法人の解散等

(1) 法人である政党等は、任意に解散することができるほか、次のいずれかに該当するときは、解散するものとする。

① 党則等で定める解散の事由が発生したとき。

② 12(3)により確認が取り消されたとき。

③ 合併（合併により当該法人である政党等が消滅する場合に限る。）をしたとき。

④ 破産手続開始の決定があったとき。

(2) 法人である政党等がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、代表権を有する者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をするものとする。

(3) (2)の場合には、代表権を有する者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならないものとする。

(4) 4は、法人である政党が第3条第1項のいずれにも該当しない政治団体となった場合における当該政治団体（法人でなくなったものを除く。）について準用するものとする。

(5) 第10条第3項及び第4項〔法人の解散の登記〕並びに第10条の2から第12条まで〔清算中の法人である政党等の能力、清算人、清算終了の登記、政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置等〕は、現行法のまま

とすること。

14 法人の合併

- (1) 法人である政党等は、法人である政党等と合併することができるものとし、合併するには、党大会の議決を経なければならないものとする。
- (2) 合併は、中央選挙管理会の確認を受けなければ、その効力を生じないものとし、6は、当該確認について準用するものとする。
- (3) 法人である政党等は、(2)の確認があったときは、その確認の通知のあった日から2週間以内に、11(1)の書類を作成し、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならないものとする。
- (4) 法人である政党等は、(2)の確認があったときは、その確認の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならないものとする。この場合において、その期間は、2月を下回ってはならないものとする。
- (5) 債権者が(4)の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなすこと。
- (6) 債権者が(4)の期間内に異議を述べたときは、法人である政党等は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならないものとする。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでないものとする。
- (7) 合併後存続する法人である政党又は合併によって設立した法人である政党は、合併によって消滅した法人である政党等の権利義務を承継するものとする。
- (8) 法人である政党等の合併は、合併後存続する法人である政党又は合併によって設立する法人である政党の主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずるものとする。第7条第3項〔中央選挙管理会の確認を証する書面の添付〕の規定は、当該登記をする場合について準用するものとする。

15 税法上の特例及び雑則

税法上の特例及び雑則は、現行法の第5章及び第6章のままとする。

16 罰則

6 (1)により提出し、又は6 (2)により添付すべき書類に不実の記載をしたとき、6 (5)による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき、11(1)による書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき、11(4)による書類の備置きをしないとき、12(2)の命令に違反したとき等につき、所要の罰則を整備すること。

第2 政党助成法の一部改正

1 目的

法律の目的に、政党の財務情報に関する書類の提出その他必要な措置を講ずることを加えること。

2 政党の定義及び政党に対する政党交付金の交付等

この法律において「政党」とは、政党法第3条第1項に規定する政党をいうものとし、国は、この法律の定めるところにより、政党法の規定による法人である政党に対して、政党交付金を交付するものとする。

3 この法律の運用等

この法律の運用等については、現行法の第4条〔政党の政治活動の自由の尊重〕のままとすること。

4 政党の届出

(1) 政党交付金の交付を受けようとする政党は、その年の1月1日（同日が前年において行われた総選挙又は通常選挙に係る選挙基準日前にある場合には、当該選挙基準日とする。）現在における次に掲げる事項を、当該日の翌日から起算して15日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとする。

- ① 名称（略称を用いている場合には、名称及びその略称）
- ② 代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日
- ③ 会計監査を行うべき者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日
- ④ 所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名、住所及び衆議院の小選挙区選出議員若しくは比例代表選出議員又は参議院の比例代表選出議員若しくは選挙区選出議員の別並びに当該衆議院議員又は参議院議員が選出された選挙の期日

⑤ 次に掲げる得票総数

イ 直近において行われた総選挙（以下「前回の総選挙」という。）の小選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票総数

ロ 前回の総選挙の比例代表選出議員の選挙における当該政党の得票総数

ハ 直近において行われた通常選挙（以下「前回の通常選挙」という。）及び当該前回の通常選挙の直近において行われた通常選挙（以下「前々回の通常選挙」という。）の比例代表選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票総数

ニ 前回の通常選挙及び前々回の通常選挙の選挙区選出議員の選挙における当該政党のそれぞれの得票総数

⑥ 支部を有する場合にあっては、当該支部の数、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ1人の氏名及び住所

⑦ その他総務省令で定める事項

(2) 政党は、(1)による届出をする場合には、次に掲げる文書を併せて提出しなければならないものとする。

① 当該政党に所属する衆議院議員又は参議院議員としてその氏名その他の(1)④に掲げる事項を記載されることについての当該衆議院議員又は参議院議員の承諾書及び(1)による届出において当該政党以外の政党に所属している者としてその氏名その他の(1)④に掲げる事項を記載されていないことを当該衆議院議員又は参議院議員が誓う旨の宣誓書

② その他総務省令で定める事項を記載した文書

(3) 第5条第3項及び第4項〔届出事項の異動の届出及び総務大臣による告示〕並びに第6条〔総選挙又は通常選挙が行われた場合の届出〕は、現行法のままとすること。

5 政党交付金の算定等

政党交付金の算定等については、現行法の第3章のままとすること。

6 政党交付金の使途の報告

(1) 政党の組織活動（選挙及び大会その他の行事に関するものを除く。）に要する経費（旅費、日当その他これらに類するものとして総務省令で定めるものを除く。）に係る支出であつて、当該政党の役員又は構成員（国会議員である者に限る。）に対してなされるもの及び寄附（衆議院議員又は参議院

議員の選挙に関し、候補者若しくは候補者となろうとする者又はこれらの者の後援団体に対して行われるものを除く。)は、政党交付金による支出に含まれないものとする。

(2) (1)は、支部政党交付金による支出について準用するものとする。

(3) 第15条から第20条まで〔政党の会計帳簿の記載等、政党の報告書の提出等、監査意見書の添付等〕は、現行法のままとすること。

7 財務情報に関する書類の提出

(1) 政党（その年において、政党交付金の交付を受け、若しくは政党交付金による支出をしたもの又は政党基金の残高を有するものに限る。以下同じ。）の会計責任者は、第1の11(1)の書類を、第1の11(1)に定める期間内に、総務大臣に提出しなければならないものとする。

(2) 政党の会計責任者は、(1)の書類を提出するときは、第1の9(3)の監査報告を当該書類に併せて提出しなければならないものとする。

(3) 政党には、会計監査人を置かなければならないものとし、政党の会計責任者は、(1)の書類を提出するときは、第1の10(6)の会計監査報告を当該書類に併せて提出しなければならないものとする。

(4) 総務大臣は、(1)に基づいて書類の提出を受けたときは、当該書類を官報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

8 政党の解散等に係る措置及び報告書等の公表

政党の解散等に係る措置及び報告書等の公表は、現行法の第5章及び第6章のままとすること。

9 政党交付金の返還等

総務大臣は、4の届出をした政党の会計責任者が当該届出をした日の属する年において7(1)により提出すべき書類を提出しないときは、総務省令で定めるところにより、当該書類の提出があるまで、その年分として当該政党に対して交付すべき政党交付金の全部又は一部の交付を停止することができるものとする。

10 雑則

雑則は、現行法の第8章のままとすること。

11 罰則

7 (1)により提出すべき書類の提出をせず、又は7 (2)若しくは7 (3)により提出すべき監査報告若しくは会計監査報告の提出をしなかった者等につき、所要の罰則を整備すること。